

耐震強化岸壁緊急整備プログラム

平成18年3月
国土交通省港湾局

1. はじめに

東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、さらには首都直下地震などの大規模地震の発生が切迫している。また、これらの大規模地震だけでなく、我が国は全国どこでも地震が発生しうる地震国であり、港湾における大規模地震対策を進めていく必要がある。

このため、運輸省港湾局（現、国土交通省港湾局）では、「港湾における大規模地震対策の基本方針」（平成8年12月）に基づき、また「社会資本整備重点計画」（平成15年10月閣議決定）において示された重点目標の達成に向け、耐震強化岸壁の整備をはじめとする様々な対策を進めてきた。

しかしながら、耐震強化岸壁の整備充足は未だ道半ばであり、その整備率は平成17年4月末時点で54%にとどまっている状況である。この原因として、耐震強化岸壁の整備が一般の岸壁に比して総じてコスト高となる点などがあげられている。また、中央防災会議による調査・研究の進展から大規模地震に関する新たな知見が明らかとなるなど、港湾における大規模地震対策に関し考慮しなければならない事項も大きく変化している。さらに、港湾の施設に対する設計思想が従来の仕様規定から性能規定へと移行されることにより、なお一層のコスト縮減の工夫が可能となる。

本プログラムは、このような問題意識のもと、限られた財源を効率的・効果的に活用し、平成18年度から平成22年度までの5年間に、耐震強化岸壁の整備を緊急かつ低コストで進めるための考え方をとりまとめたものである。

なお、本プログラムの実施に当たっては、港湾を巡る社会経済の動向等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、必要に応じ見直すものとする。

2. プログラムの目的

本プログラムでは、通常時において十分な需要を有する岸壁の建設・改良に際して、大規模地震が発生した場合にも、震災直後の緊急物資、建設機械等の海上輸送機能を担う必要性の高い岸壁の耐震強化を図ることを目的とする。

3. 耐震強化岸壁の整備の進め方

（1）配置の考え方

「港湾の施設の技術上の基準」の性能規定化にあわせ、震災時に担う機能の面から、耐震強化岸壁を新たに「耐震強化岸壁（特定）」と「耐震強化岸壁（標準）」の2種類に分類し、整備の推進を図ることとする。

○「耐震強化岸壁（特定）」

大規模地震等による被災時にあっても、利用が困難となるような変形・変位を生

じさせない係留施設であり、想定される最大規模の地震直後から緊急物資の輸送が可能である。

首都圏における想定地震では震度6強～7（300年～500年に1度に発生）の想定される最大規模の地震時でも震災直後から利用可能となる。

○「耐震強化岸壁（標準）」

大規模地震等による被災時にあっても応急復旧により緊急物資を輸送可能な係留施設であり、想定される最大規模の地震直後の速やかな応急復旧により機能を回復しうる。被災から7日間程度でその機能は応急的に復旧される。

なお、首都圏における想定地震では震度6弱～6（100年～150年に1度発生）の地震に対しては震災直後から利用可能となる。

耐震強化岸壁は、各港湾及び隣接する港湾での必要量及び既存施設量、果たすべき機能を勘案し、さらにコスト縮減の観点、港湾法第3条の3の規定による港湾計画との整合性にも配慮しつつ、全国への配置の観点から耐震強化岸壁が必要とされる各港において「耐震強化岸壁（特定）」を最低1バースは確保することとし、それ以外は「耐震強化岸壁（標準）」を配置することを基本とするが、隣接港の状況に鑑みて被災直後から使用できる施設が近傍にある場合等については「耐震強化岸壁（特定）」の代替施設として「耐震強化岸壁（標準）」配置することができるものとする。

また、港湾管理者においては、防災ソフト施策との連携推進を努めるものとする。

（2）耐震強化岸壁の分類による効果

耐震強化岸壁をその性能から2種類に区分し、さらに改良による整備等の効果を加味することで、従来型の耐震強化岸壁のみで全国の計画バース数を確保する場合に比べ、残事業費を3割程度削減可能と見込まれる。

4. 整備の目標

○平成18年度から平成22年度までの5年間を本プログラムの対象期間とし、平成22年度でアウトプット指標としての整備率（計画バース数に占める整備済み及び整備中バースの数の率）は概ね70%を目標値とする。

○これらの耐震強化岸壁は、①耐震強化岸壁が整備されていない県、②耐震強化岸壁が未整備である港湾などに高い優先順位を与えつつ、既存老朽岸壁の改良を中心に整備に着手する。

5. フォローアップ等

本プログラムの実施状況については、その着実な実施を図る観点から、港湾管理者及び国において適切にフォローアップすることとし、次年度に整備に着手する施設を毎年度末に公表する。

（以上）